

動物実験等に関する体制について

動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和48年法律第105号、平成17年改正、平成18年施行)

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準
(平成14年環境省告示、平成19年改正)

展示動物の飼養及び保管に関する基準
(平成16年環境省告示)

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
(平成18年環境省告示)

産業動物の飼養及び保管に関する基準
(昭和62年総理府告示)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成18年環境省告示)

- ・機関内規定の策定
- ・動物実験委員会の設置
- ・教育訓練等の実施
- ・基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証
- ・情報公開 他

動物実験等の実施に関する基本指針

文部科学省

研究機関等における**動物実験等**の実施に関する基本指針
(平成18年告示)

厚生労働省

厚生労働省の所管する実施機関における**動物実験等**の実施に関する基本指針
(平成18年厚生科学課長通知)

農林水産省

農林水産省の所管する研究機関等における**動物実験等**の実施に関する基本指針
(平成18年農林水産技術会議事務局長通知)

機関内規定のモデルとなるガイドライン
(文部科学省、厚生労働省が作成を依頼)

動物実験の適正な実施に向けたガイドライン
(平成18年、日本学術会議)

動物を科学上の利用に供する際、3Rの徹底のために、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めること。

また、実験動物の適正な飼養及び保管により人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めること。

文部科学省指針 第6の2

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

指針に適合するかを検証

動物実験に関する相互検証プログラム
(国立大学法人動物実験施設協議会、公私立大学実験動物施設協議会)

科学的観点と動物の愛護の観点から、動物実験等を科学的妥当性に基づき、適正に実施することがより重要である。

＜3Rの遵守＞

・Refinement (苦痛の軽減)

科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

・Replacement (代替法の利用)

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。

・Reduction (使用数の削減)

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする。